

投票日

4月22日(日)

栃木市長及び栃木市議会議員選挙

投票時間

午前7時～午後8時

栃木第26投票所(出流町公民館)

藤岡第5投票所(北川辺スポーツ遊学館)

西方第5投票所(真上集落センター)は、午後6時まで

投票日はふれあいバスが無料になります。ぜひご利用ください。

投票できる人

年齢 平成12年4月23日までに出生した人

住所 平成30年1月14日までに栃木市に住民登録した人で、引き続き3ヶ月以上住民登録している方が対象となります。

なお、投票しようとする日の前日までに市外に転出された方は、投票できません。ただし、転出(予定)日までは期日前投票ができます。

※平成30年1月15日以降に市外から転入された方は、投票できません。



栃木市マスコットキャラクター
とち介

期日前投票

投票日当日、用事等で投票所に行けない方は期日前投票ができます。

※どちらの期日前投票所でも投票ができます。

栃木市役所入舟庁舎(旧福祉庁舎)	4月16日(月)～4月21日(土)	午前8時30分～午後8時
大平総合支所		
藤岡総合支所		
都賀総合支所		
西方総合支所		午前9時～午後7時
岩舟総合支所		
イオン栃木店(宝くじ売り場 北側駐車場内)		
大宮・皆川・吹上・寺尾・国府の公民館	4月16日(月)～4月20日(金)	午前8時30分～午後5時

※県の指定した病院等に入院(所)中の方は不在者投票ができます。

投票のしかた

最初に市長選挙の投票用紙(薄黄色)を渡します。候補者の氏名を1名だけ書いて投票してください。



次に市議会議員選挙の投票用紙(白色)を渡します。候補者の氏名を1名だけ書いて投票してください。

なお、投票を辞退する選挙がある場合は、受付にお申し出ください。

投票所入場券は

各世帯あて郵送します。投票所入場券は、1枚に2名分が記載されたハガキになっていますので、開いてご確認ください。

もし、紛失した場合や届かなかつた場合でも、選挙人名簿に登載されていれば、投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。

選挙公報は

配布時期のばらつきをなくすため、市内一斉に新聞（朝刊）に折り込んで配布します。新聞をとつてない方は、市役所・総合支所・各公民館など、市の施設にも備えていますので、ご利用ください。

また、目が不自由な方の程度により音声版の送付をいたします。ご希望の方はご連絡ください。

代理投票・点字投票

心身の故障その他の事由により、投票用紙を書くことができない方は投票所の係員が代筆します。投票の秘密は、固く守られますので、安心してお申し出ください。

また、目の不自由な方は、点字投票をすることもできます。

者）を代理人として投票に関する記載をさせることができます。

なお、郵便等投票の請求は、投票日の4日前の4月18日（水）が期限です。

病院などの不在者投票は

病院や老人ホームなどに入院または入所している人で、投票日に投票に行けない人は、その病院や老人ホームなどの施設内で不在者投票ができます。

ただし、不在者投票ができる施設は、都道府県選挙管理委員会が指定した施設に限られます。

詳しくは、各施設、または、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票は

身体障害者手帳等を交付されている両下肢・体幹・心臓・運動機能・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫機能障がいのある方、及び介護保険被保険者の方で、要介護5のため、投票所へ行くことができない方は、自宅で郵便投票をすることができます。

また、前記の対象者で、上肢・視覚の障がい程度が1級の方は、あらかじめ市選挙管理委員会の委員長に届け出た方（選挙権を有する

インターネット等による 選挙運動の解禁

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実等を図るた

未来をつくる
あなたの1票大切に



ふれあいバスが無料に

4月22日（日）の投票日当日は、投票する際にご利用いただけめ、また、体験的に乗車いただくことを目的に、ふれあいバスが1日無料になります。

ぜひ、ご利用ください。

開票は

投票日当日に、次の場所（開票所）で行います。

栃木市総合体育館（栃木市川原田町760番地）午後9時10分～

問合せ

栃木市選挙管理委員会

☎(21)2531

め、インターネット等を利用する方法による選挙運動ができます。詳細は市のホームページをご覧ください。